

○構造設備基準

項目		基 準	
全般	区分	☐ 隔壁等により区画すること。(条例 4 条 1 項 1 号)	
	採光・照明・換気	☐ 充分にすること。(法 12 (13) 条 3 号) ☐ (採光・照度) 作業面照度は 100 ルクス以上。(施行規則 27 条 1 号) 300 ルクス以上が望ましい。 ☐ (換気) CO ₂ 濃度 5,000ppm 以下に保つことができるもの。 機械換気設備を設けることが望ましい。(施行規則 27 条 2 号)	
	天井	☐ ほこりが落ちない構造とすること。(条例 4 条 1 項 6 号)	
作業場	面積	☐ 規定面積 (待合所, 便所, 倉庫等業務に直接関係のない場所を除いた施設の内のり面積) を下回らないこと。(条例 4 条 1 項 2 号) 【理容所】 理容用いす 1 台 9m ² 〃 1 台超, 5 台以下 9m ² + (超過台数×1.65m ²) 〃 5 台超 15.6m ² + (超過台数×3.3m ²) 【美容所】 美容用いす, ドライヤー, セット台 4 台以下 9m ² 	

法: 理・美容師法

施行規則: 理・美容師法施行規則

条例: 福山市理・美容師法施行条例

衛生管理要領: 理容所及び美容所における衛生管理要領

【平面図例】

